

宮城県森林審議会
森林保全部会の審議状況について

宮城県森林審議会森林保全部会

環境生活部自然保護課

森林審議会森林保全部会諮問案件

宮城県森林審議会資料

番号	開発行為地	開発行為者	開発行為の目的	面積 (ha)	開発行為の期間	申請年月日 許可年月日	森林保全部会		備考
							開催年月日	答申内容	
1	黒川郡大和町宮床字四 辻200-2 外1大 字1字16筆	宮床メガソーラー発電 合同会社	目的変更 (ゴルフ場の造成→ゴルフ場の 造成及び太陽光発電所の建設)	(70.3773) 47.5421	自 H5.7.30 至 R5.2.28	R1.11.1 R2.3.3	R2.1.28	許可すること 特に問題はない	
2	黒川郡大衡村大森字上 田47-1 外3字1 4筆	大衡村太陽光発電所合 同会社	太陽光発電施設の建設	(14.6084) 13.1008	自 R2.3.3 至 R3.3.31	R1.9.30 R2.3.3		許可すること 特に問題はない	
3	白石市福岡深谷字出合 森1-1 外7字26筆	アマテラス・ソーラー 合同会社	太陽光発電所の建設	(277.0092) 180.2588	自 R2.3.31 至 R5.3.30	R1.10.4 R2.3.31	R2.3.10	許可すること 特に問題はない	但し、事業完了後は確実に森 林に還元するように努めるこ と
4	東松島市上下堤字宮田 沢20番1 外2大字 6字70筆	株式会社神戸物産	太陽光発電施設 用地の造成	(51.3907) 26.3649	自 R2.7.7 至 R4.6.6	R1.12.18 R2.7.6	R2.5.26	許可すること 特に問題はない	
5	伊具郡丸森町字手掛橋 東23-1 外1字2 筆	コープ丸森太陽光発電 合同会社	太陽光発電施設の建設	(26.5035) 13.9918	自 (許可の日) 至 (~32ヶ月)	R1.12.23 (手続中)	R2.11.5	許可すること 特に問題はない	
6	伊具郡丸森町字石羽5 1番1 外1筆	SSJメガソーラー70合 同会社	太陽光発電施設用地の造成	(65.6601) 35.8646	自 (許可の日) 至 R4.6.30	R1.12.23	R2.12.18		
7				() 至					
計	6 件			(505.5492) 317.1230					

注. カッコ書き面積は、開発行為をしようとする森林の面積。裸書き面積は、開発行為に係る森林の土地の面積。

宮城県森林審議会森林保護部会の審議状況について

- 諮問事項1：宮城県防除実施基準の変更（案）について
- 諮問事項2：高度公益機能森林の区域の指定（案）について
- 諮問事項3：令和3年度農林水産大臣命令の区域（案）について

宮城県森林審議会森林保護部会

水産林政部森林整備課

○諮問事項 1

宮城県防除実施基準の変更(案)について

1 宮城県防除実施基準の変更

(1) 変更内容・理由

「1 防除実施基準に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林の区域」に定める区域の変更

① 石巻市（石巻：田代島）の区域の解除及び齟齬の修正

- ・ 小班内のマツが減少し、広葉樹林化が進んだため、防除区域を解除（2 ha減）
- ・ 小班の分筆に伴う追加及び合筆による林小班の消失による解除（面積の増減はなし）



Google マップ及び宮城県森林情報管理システムの地形図を加工して作成



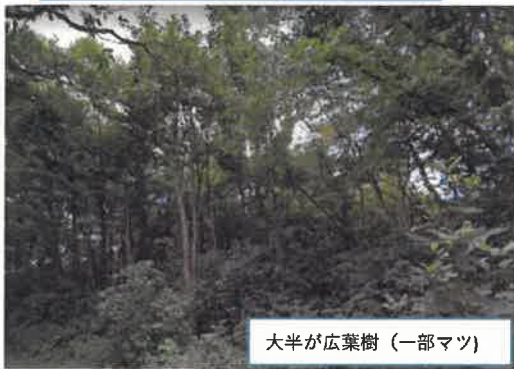
大半が広葉樹（一部マツ）



大半が広葉樹（一部マツ）

② 石巻市（牡鹿：網地島）の区域の解除及び齟齬の修正

- ・小班内のマツが減少し、広葉樹林化が進んだため、防除区域を解除（3ha減）
- ・小班の分筆に伴う小班の追加（面積の増減はなし）



③ 東松島市（鳴瀬：嵯峨溪）の面積の追加

- ・特別防除実施区域の追加に伴う面積の増加（13ha増）



Google マップ及び宮城県森林情報管理システムの地形図を加工して作成

④ 宮城郡松島町の区域の解除及び齟齬の修正

- ・ 小班内のマツが減少し、広葉樹林化が進んだため、防除区域を解除。
- また、地上散布に移行するため防除区域を解除（5ha減）
- ・ 小班の分筆・合筆及び齟齬の修正による追加・解除（面積の増減はなし）



Google マップ及び宮城県森林情報管理システムの地形図を加工して作成

(2) 変更区域

別紙のとおり

(3) 変更面積

- ① 石巻市（石巻：田代島） 2 haの減
- ② 石巻市（石巻：網地島） 3 haの減
- ③ 東松島市（鳴瀬：嵯峨溪） 1.3 haの増
- ④ 宮城郡松島町 5 haの減

変更区域一覧

地区	追加	解除	面積増減
石巻市 (石巻)	83林班 ト-1-1～ト-1-4,ト-2-1,ト-12-1 84林班 ト-1-1～ト-1-6,ト-2-1～ト-2-6	83林班 ハ-10,ハ-25～30,ハ-36,ハ-45, ハ-48～ハ-51,ハ-55～ハ-66,ハ-71, ホ-13,ト-8,ト-14 84林班 ハ-21	2haの減
石巻市 (牡鹿)	20林班 ロ-8-1	16林班 ハ-7,ハ-12-1,ニ-8-1 17林班 イ-2～イ-3-1,ロ-5,ロ-6-1, ハ-1～ハ-3,ニ-1-1,ニ-4-1,ニ-6, ニ-11～ニ-15,ニ-17～ニ-21 20林班 ハ-5-1,ハ-5-2,ホ-1,ホ-4,ホ-6,ホ-12	3haの減
東松島市 (鳴瀬)	変更なし	変更なし	13haの増
松島町	5林班 イ-1,ロ-16,ロ-18,ハ-1,チ-4～チ-6 6林班 ロ-1,ロ-2,ホ-5,ホ-6,ホ-9,ハ-6 7林班 イ-19,イ-20,イ-24,イ-25	1林班 ロ-1,ロ-1-2,ホ-1,リ-3, 2林班 ホ-5～ホ-8 3林班 ハ-4,ハ-5,ハ-7,ハ-10,ハ-12, ハ-15～ハ-17 4林班 イ-2,イ-4,イ-5,イ-8～イ-24,ニ-7 チ-4,～チ-6 5林班 リ-2～リ-4,リ-9～リ-12,リ-14 12林班 ホ-1,ハ-2～ハ-5	5haの減
女川町	変更なし	変更なし	増減なし

○諮問事項 2

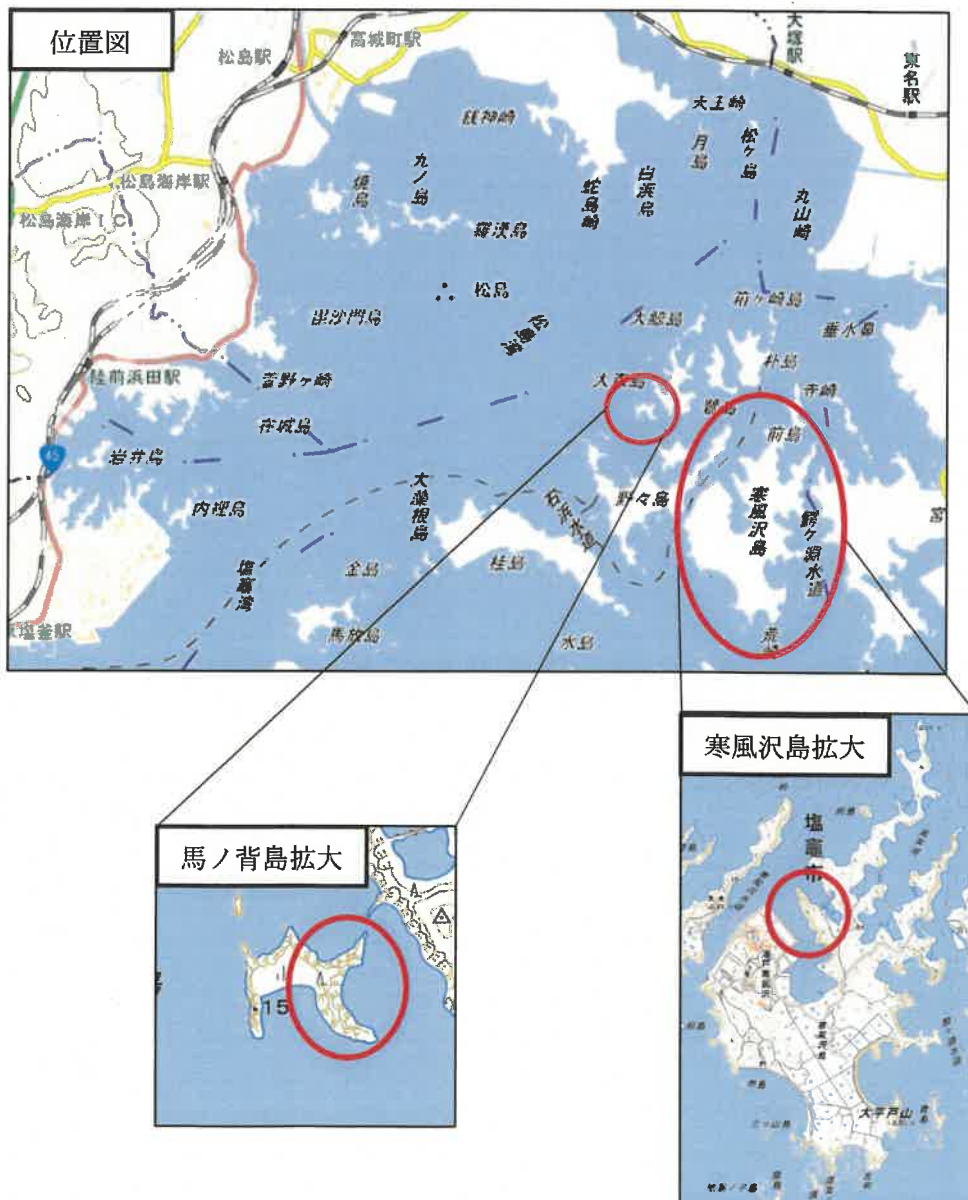
高度公益機能森林の区域の指定（案）について

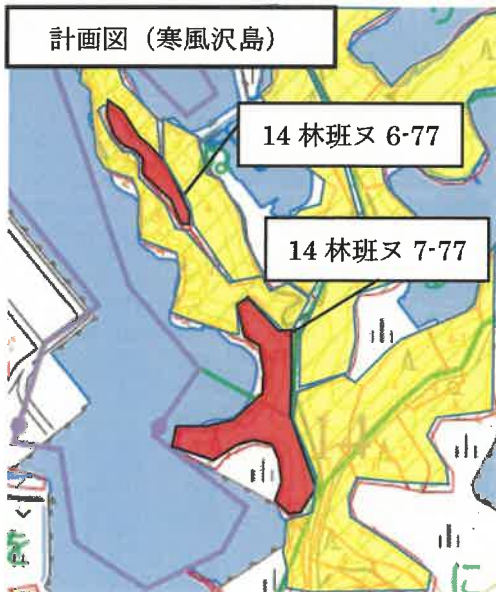
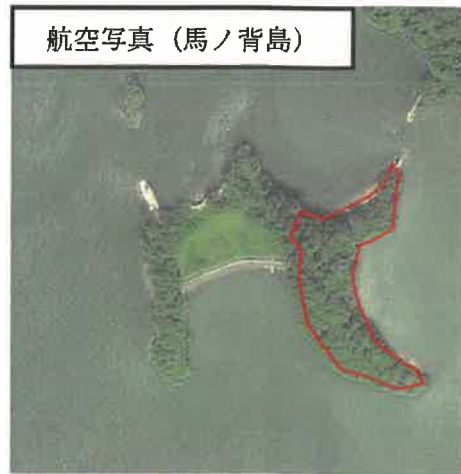
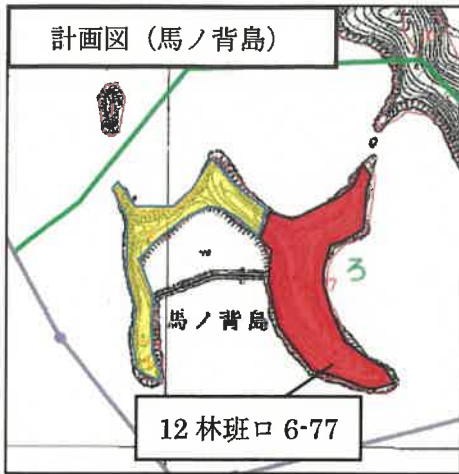
【指定箇所：塩竈市】

- ・塩竈市浦戸字野々島（馬ノ背島）
 - 1 2 林班口 6-7 7 (0.96ha うち松林面積 0.96ha)
- ・塩竈市浦戸字寒風沢（寒風沢島）
 - 1 4 林班又 6-7 7 (0.28ha うち松林面積 0.11ha)
 - 1 4 林班又 7-7 7 (0.44ha うち松林面積 0.18ha)

【指定理由】

当該林小班（計画図：赤色着色）のある「馬ノ背島」及び「寒風沢島」は、松島湾に浮かぶ「浦戸諸島」の一部であり、特別名勝「松島」を象徴する松林を有する離島である。既に高度公益機能森林に指定されている周辺林小班（計画図：黄色着色）と併せて一体的な防除を行うことにより、観光資源の保持に努めるために指定するもの。





位置図：地理院地図を加工して作成
 計画図：宮城県森林情報管理システムの地形図を加工して作成
 航空写真：Bing Maps を加工して作成

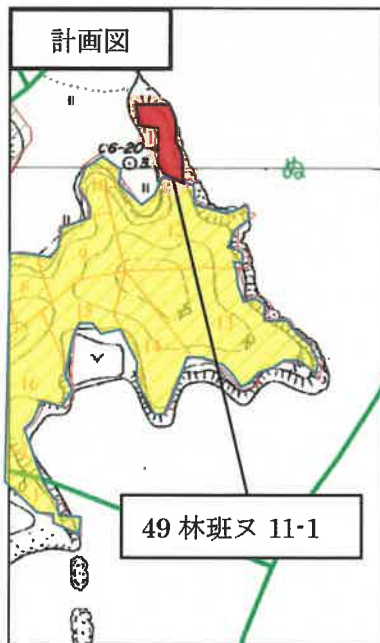
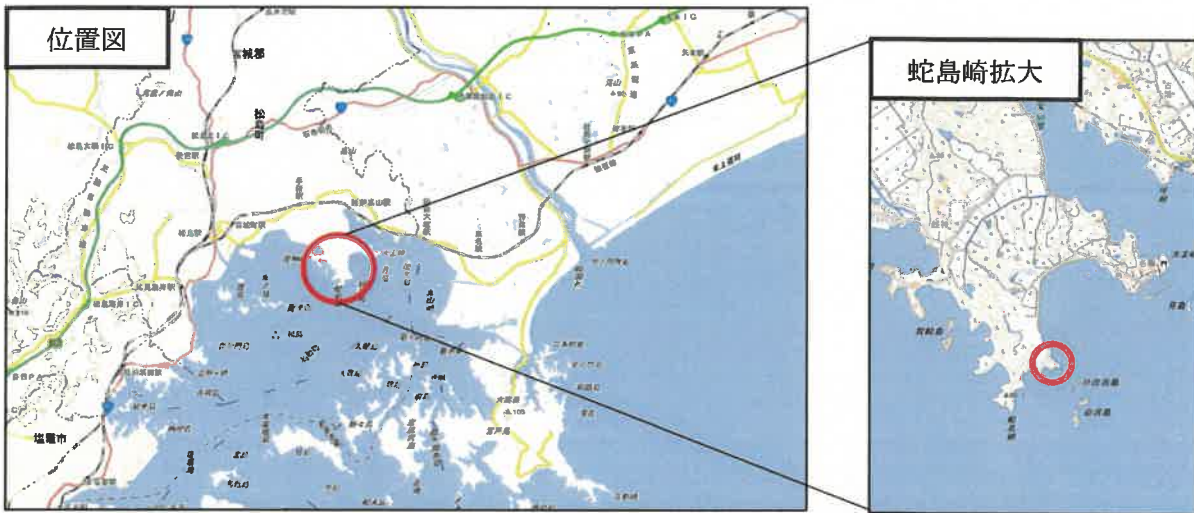
【指定箇所：松島町】

・松島町手樽

49林班又11-1 (0.12ha うち松林面積0.06ha)

【指定理由】

当該林小班（計画図：赤色着色）のある区域「蛇島崎」は、松島湾に面し観光資源となる松林を有している。既に高度公益機能森林に指定されている周辺林小班（計画図：黄色着色）と併せて一体的な防除を行うことにより、健全な松林の保全を推進するもの。



位置図：地理院地図を加工して作成

計画図：宮城県森林情報管理システムの地形図を加工して作成

航空写真：Bing Maps を加工して作成

諮問事項3

令和3年度農林水産大臣命令の区域(案)について

資料3

命令区域区域及び種類

- (1) 第1項第4号(樹幹注入)
 - ・舞根地区(R3新規)
- (2) 第2項(特別伐倒駆除)
 - ・舞根
 - ・亀山(R3区域追加)
 - ・御崎
 - ・竜舞崎
 - ・巨釜
 - ・半造

【箇所1 舞根地区】
 ・樹幹注入(R3新規)
 ・特別伐倒駆除

【箇所2 亀山地区】
 ・特別伐倒駆除
 ※R3から区域追加

【箇所3 御崎地区】
 ・特別伐倒駆除

【箇所4 竜舞崎地区】
 ・特別伐倒駆除

【箇所5 巨釜地区】
 ・特別伐倒駆除

【箇所6 半造地区】
 ・特別伐倒駆除

高度公益機能森林
 ・伐倒駆除

三陸復興国立公園
 県立自然公園

国土地理院の電子地形図を加工して作成

令和3年度森林病虫害等防除事業地方公共団体委託

要望箇所位置図

工種	樹幹注入・特別伐倒駆除・伐倒駆除	実施主体	宮城県
実施場所	宮城県気仙沼市唐桑町西舞根地内 外5箇所	及び	高度公益機能森林

令和3年度農林水産大臣命令要望の概要

命令の種類	事業対象地の概要等
<p style="text-align: center;">樹幹注入</p> <p style="text-align: center;">(第1項第4号)</p>	<p>舞根地区について、当該マツ林の保護と他のマツ林への被害拡大を防ぐため、予防措置として樹幹注入を行う。</p> <p>舞根地区は県立自然公園普通地域内にあり、区域付近にある九九鳴き浜の鳴砂は天然記念物に指定され、観光資源として重要な役割を持っている。マツ林は地域の景観を形成する重要な要素となっているが、近年舞根地区で被害が増大していることから、樹幹注入を実施することにより、確実に被害を予防する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">要望額：4,000千円</p> <p style="text-align: center;">本数：300本</p> <p style="text-align: center;">所有者：気仙沼市</p>
<p style="text-align: center;">特別伐倒駆除</p> <p style="text-align: center;">(第2項)</p>	<p>6地区（舞根、亀山、御崎、竜舞崎、巨釜、半造）について、当該地区内での被害まん延を防ぐため、特別伐倒駆除を実施する。</p> <p>なお、当該地区はいずれも三陸復興国立公園の第1種及び第2種、第3種特別地域内等であり、地域の景観上重要な箇所であることや、松くい虫被害木を有効利用する観点から、特別伐倒駆除（林外搬出し、破碎処理によりチップ化）を実施するものである。</p> <p style="text-align: center;">要望額：1,750千円</p> <p style="text-align: center;">材積：50m³</p> <p style="text-align: center;">所有者：気仙沼市、御崎神社</p>
<p style="text-align: center;">伐倒駆除</p> <p style="text-align: center;">(第1項第1号)</p>	<p>気仙沼地域における高度公益機能森林について、当該地区内での被害まん延を防ぐため、くん蒸処理による伐倒駆除を実施する。</p> <p>当該作業は、くん蒸処理のための被害木の集積やビニール被覆が可能な箇所を実施することとし、作業が困難な箇所については特別伐倒駆除により対応する。</p> <p style="text-align: center;">要望額：18,910千円</p> <p style="text-align: center;">材積：540m³</p> <p style="text-align: center;">所有者：気仙沼市ほか</p>

※下線のある命令が協議対象